

# 広島市学校施設長寿命化計画

広島市教育委員会

令和3年2月

# 目次

第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等	1
第1節 背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 対象施設	3
第2章 学校施設の目指すべき姿	5
第3章 学校施設の実態	6
第1節 学校施設の運営状況等	6
第1項 児童生徒数及び学校数の推移等	6
第2項 学校施設の配置状況と学校を取り巻く課題	7
第3項 施設関連経費の推移	8
第4項 学校施設の保有量	9
第5項 今後の改築・大規模改修の事業費見込み	10
第2節 学校施設の老朽化等の実態	11
第4章 学校施設整備の基本的方針	14
第1節 基本的考え方	14
第2節 整備の基本的方針	15
第1項 施設の保全	15
第2項 目標使用年数の設定	15
第3項 目標使用年数を見据えた保全の在り方	15
第4項 保全計画	16
第5章 基本的方針を踏まえた整備内容	17
第6章 長寿命化の実施計画	18
第1節 築年数に応じた整備時期	18
第2節 基本的な整備工程	19
第3節 今後の事業費見込み	19
第4節 整備の優先順位付け	20

第7章 長寿命化計画の継続的運用に向けた取組	20
第1節 情報基盤の整備と活用	20
第2節 推進体制の確立	20
第3節 フォローアップ	20
付録 学校一覧	21

## 第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

### 第1節 背景と目的

本市では、公共施設等の適切な維持管理を推進するため、平成29年2月に「広島市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設のそれぞれの特性に応じて、更新・維持保全等を計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化を図りながら市民ニーズに対応したサービスを持続的に提供していくとともに、この計画を具体的に進めていくため、本市の主要施設に係る実施計画を策定することとしました。

本市の公共施設等のうち、ハコモノ資産について、学校施設（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園）の延床面積は市有施設全体の約35%<sup>i)</sup>と大きな割合を占めています。そのうち、校舎、屋内運動場等の主たる施設<sup>ii)</sup>の延床面積について、建築後30年を経過したものが全体の8割を超え、老朽化対策は先送りのできない喫緊の課題となっています。今後、改築等の時期が一斉に到来することを踏まえるならば、引き続き学校施設として利用していくものについては、計画的にこれを実施していく必要があります。

このような状況の中、本市教育委員会では、別途文部科学省からの要請<sup>iii)</sup>も踏まえ、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的とし、整備内容や時期、財政負担等を示す「広島市学校施設長寿命化計画」を策定します。

---

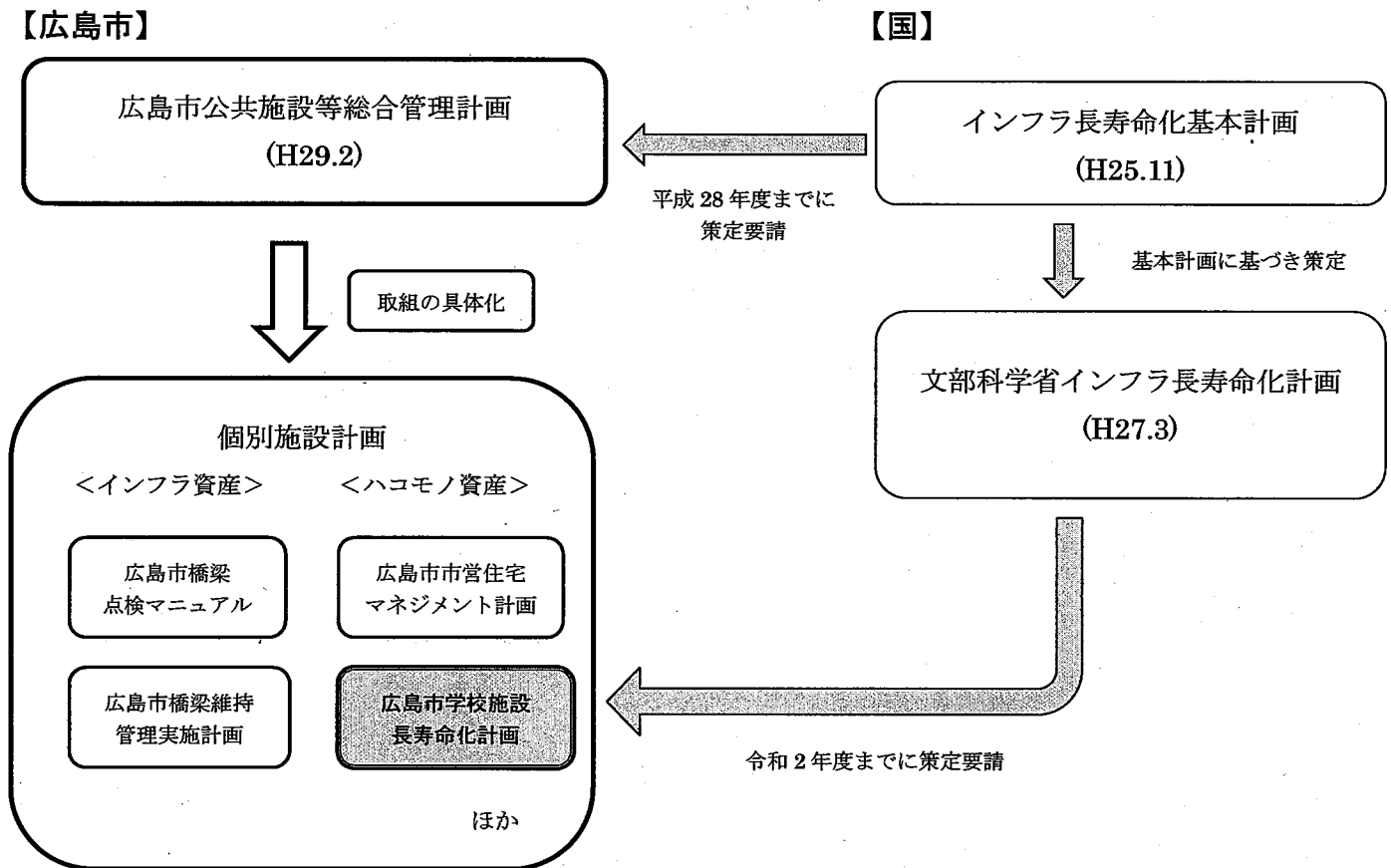
<sup>i)</sup> 平成28年4月1日現在（広島市公共施設等総合管理計画より）

<sup>ii)</sup> 第1章第4節（P.3）で本計画の対象としている学校施設をいいます。

<sup>iii)</sup> 国では、政府全体の取り組みとして、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」を平成25年11月に策定し、国・地方自治体が一丸となってインフラの戦略的な維持・更新を推進することとしました。また、文部科学省は、令和3年度以降の交付金事業について、原則として学校施設の長寿命化計画の策定を事業申請の前提条件とする予定としており、各教育委員会に対し令和2年度までの策定を要請しています。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、広島市公共施設等総合管理計画を上位計画とする、学校施設についての更新、維持保全等に関する実施計画（個別施設計画）となります。



## 第3節 計画期間

学校施設の老朽化対策は、児童生徒数の推移を含め配置されている地域の状況等を踏まえつつ、財源確保を確実にしながら、中長期的な視点で取り組む必要があります。

このため、本計画においては、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

なお、上位計画である広島市公共施設等総合管理計画の計画期間終了後の新たな計画が策定される際には、適切に対応していきます<sup>1)</sup>。

<sup>1)</sup> 広島市公共施設等総合管理計画は、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とし、計画期間終了後は、計画期間内の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな計画を策定することになっています。

## 第4節 対象施設

本市が保有する学校施設のうち、適切な教育環境や生活環境を確保するという観点に立って、児童生徒等が日常生活を送る主たる施設である「校舎・園舎」「屋内運動場」「武道場」「寄宿舍」「セミナーハウス」に絞って、本計画の対象とします（延床面積が200㎡以下の小規模な建物を除く。）。

・対象施設(延床面積が200㎡を超えるもの)(注1)

R2.5.1現在

学校種	校・園数	施設数(注2)	棟数(注2)	延床面積(注2)	平均延床面積(注2)
小学校	141校	141施設	410棟	761,235㎡	5,399㎡/施設
中学校	63校	60施設	225棟	405,709㎡	6,762㎡/施設
高等学校	8校	7施設	43棟	123,126㎡	17,589㎡/施設
中等教育学校	1校	1施設	5棟	16,076㎡	16,076㎡/施設
特別支援学校	1校	1施設	1棟	19,465㎡	19,465㎡/施設
幼稚園	19園	19施設	21棟	10,715㎡	564㎡/施設
合計	233校・園	229施設	705棟	1,336,326㎡	

(注1) 令和2年5月1日時点で既に改築が決定している建物を除く。

(除外した建物)

似島学園小・中学校 屋内運動場、校舎の一部

戸山小・中学校 屋内運動場

祇園中学校 屋内運動場、武道場、校舎の一部

(注2) ・同一施設を使用する似島学園、戸山、阿戸の各小・中学校は小学校に計上している。

・同一施設を使用する広島みらい創生高等学校と大手町商業高等学校は2校を1施設として計上している。

### 【参考】 対象外とした付帯施設等について

#### ① プール

ほぼ全ての小・中学校に1つずつ整備されているプールについては、学習指導要領における水泳の位置付けを踏まえつつ、集約化による水泳授業の円滑化なども視野に入れたうえで建替え等の方策を検討していくこととします。

#### ② 給食室

給食室については、今後、老朽化対応にとどまらず、より高度な衛生管理体制や暑さ対策のための環境整備という課題への対応も必要となりますが、これについては、デリバリー給食の解消を含めた本市の給食提供体制全体の在り方そのものを見直し、より安全でより効率的、かつ持続可能な提供体制を構築する必要があることから、その整備については、本計画とは別途、適切に対応していくこととします。

#### ③ 小規模な建物

延床面積200㎡以下の小規模な倉庫などについては、従前どおりの維持保全で対応することとします。

④ 法面・擁壁

学校敷地内の法面や擁壁については、地震時や土砂災害時の崩落により、近隣の建物に及ぼす被害や人的被害の危険性を考慮し、その機能・安全性を確保するための補修・更新を検討することとします。

⑤ グラウンド

グラウンドについては、水はけの不良や地面の段差が生じるなど劣化が見られますが、これまでも年に2～3校程度ずつ改修を行うことで対処できていることから、今後も毎年度、同程度の改修を行っていくこととします。

## 第2章 学校施設の目指すべき姿

本市の学校施設については、市内における地域コミュニティの実情を踏まえつつ、教育施策を的確に展開する場とするために、目指すべき姿として次の項目を設定します。

### 【1 安全で安心な学校施設】

学校施設は、子どもたちをはじめ、教職員や地域住民が安心して過ごせるよう事故がなく安全であるとともに、防犯に配慮した施設である必要があります。

また、学校施設の多くは、災害時における避難所に指定されていることから、避難所としての防災機能も必要です。

このことから、適切な点検や改修を行うとともに、防災・防犯機能を確保することにより、安全で安心な学校施設を目指します。

### 【2 充実した教育活動を支える学校施設】

一人一人の子どもに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」などの資質・能力を身に付けさせるとともに、今後の予測困難な社会にも対応できる思考力・判断力・表現力等を向上させるため「豊かで深い学び」の実現に向けた教育が十分に展開できる環境を整える必要があります。

そのため、多様な学習内容や学習形態を可能とするなど、将来の教育活動の変化に対応できる学校施設を目指します。

### 【3 人と環境に優しい学校施設】

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であり、教職員の働く場、地域住民の活動の場でもあります。

したがって、生活様式の変化等に対応した快適な環境を整えるとともに、障害の有無等にかかわらず、学校に集う人々にとって利用しやすい学校施設を目指します。

併せて、省エネルギー化を推進し、環境に優しい学校施設を目指します。

### 【4 地域に開かれた学校施設】

家庭、学校、地域が連携・協働をより一層進め、子どもの成長を支えることのできる環境を創り出す必要があります。

そこで、地域に開放できるような環境整備や、空き教室の地域コミュニティの活動拠点としての活用、建替え等に当たって周辺施設との複合化を検討し、学校を核とした地域コミュニティづくりを推進する観点からも、地域に開かれた学校施設を目指します。